

## 庁外施設を含めた区有施設への広告媒体設置者募集について

区有施設の有効活用を図るため、下記のとおり庁外施設を含めた区有施設への広告媒体設置者の募集を行う。

### 記

#### 1 これまでの経緯

区有施設への広告媒体設置については、平成27年8月に企画提案公募型事業者選定を行った結果、交渉順位第1位となった事業者が平成28年2月に本庁舎1階にデジタルサイネージを設置したところである。

これ以外にも、庁外施設及び本庁舎において広告媒体設置のスペースがあることから、追加で募集を行う。

#### 2 広告媒体設置者募集の概要

民間事業者の力を活かした企画、広告主の募集、広告の設置、維持管理から撤去に至るまでの一連について提案を公募する。

#### 3 設置者の選定、契約

設置者の選定は、提案内容、見積金額を総合的に審査して行い、交渉順位が上位の者から詳細協議を行い、契約する。契約形態は、区有財産の貸付契約とし、広告主の有無に関わらず、一定の額を設置者が区に支払うものとする。広告媒体については、紙媒体、電子媒体を問わない。

#### 4 広告媒体設置の設置場所

本庁舎に加えて、庁外施設における広告媒体設置場所を含めた提案を求める。(地域事務所5か所、すこやか福祉センター4か所を想定している。)

#### 5 広告の審査

広告内容については、中野区広告掲載取扱要綱及び中野区広告掲載等取扱基準に基づき、事前に区が審査する。

#### 6 今後の予定

広告媒体設置者の募集	3月中旬～下旬
広告媒体設置者の決定、詳細協議、契約	4月
広告媒体の設置	8月